

令和7年度(長期継続)学校給食センタープロパンガス購入 特記仕様書

1. 適 用

本仕様書は、学校給食センターに備え付けられているバルク貯槽に充填するプロパンガスの購入について適用する。

2. 物件名 液化石油ガス

3. 予定数量 20,000m³(実績より推定)

4. 契約期間 契約日から令和8年4月30日まで

5. 納入場所 下田市立学校給食センターバルク貯槽(2,846t) 下田市須崎1782-1

6. 発注・納入 発注より7日以内に納入すること。納入は、1回ごと満缶になるように充填すること。

7. 請求

使用量をメーターにより算定し1か月分使用量に応じた金額を翌月10日までに下田市教育委員会に請求すること。請求金額は、整数とする。(消費税率を乗じたあとの小数点以下の額は切捨てとする。)1か月分使用量(m³)×契約単価×1.1=請求金額(円)

8. その他 ①納入数量が予定数量に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって打ち切りとする。

②入札の金額は1m³当りの税抜き単価とする。

③ガス納入の際にローリー車等で搬入する場合、進入経路は学校給食センター専用通路を使用するものとする。また、ローリー車等による進入時間は、給食配送車の配送時間(10:30～14:30)と重ならないよう配慮すること。

④予定数量は、実績より算定したものだが、予定よりも増減の可能性がある。

⑤契約日時点の使用量メーター及びガス残量メーターを確認し、バルク内のガス残量を算定すること。残っているガスの取扱は、令和7年4月の契約単価にて契約会社が前年度契約業者から購入すること。

⑥契約後、物価等の著しい変動その他経済事情を考慮し、契約単価については毎月協議を行う。その際の契約単価算出方法は、円建CP価格(合成CPに平均為替レート(TTS)を乗じて算出された価格)の当月分を前月分で除して算出した数値(小数第4位以下切り捨て)を前月分契約単価に乗じて算出された単価(小数点以下切り捨て)とする方法を基本とするが、受注者との協議の上、決定するものとする。

⑦契約最終月の最終検針後にバルク最大充填量(2,846t)までLPガスの納入を行うこと。これにかかるLPガス納入料の請求は、翌年5月からの納入業者に対して行い、その単価は、契約最終月の契約単価にて請求する。

⑧学校給食センター職員と密に連絡を取り、バルク貯槽の残量メーターの値が、20%以下にならないようにすること。

⑨ガス事業法、消防法、その他規定する法令を遵守するものとし、届出、申請行為等はすべて事業者の負担とする。

⑩入札等の結果、受注者が変わることになったときは、新旧LPガス供給業者間で協議の上決定し、継続的なガス使用に支障が生じることのないよう遅滞なく供給設備体制を整えること。

9. その他本特記仕様書に定めのない事項については、下田市教育委員会と協議の上、決定するものとする。